



## とよなか人権文化まちづくり協会

第10号(2006年3月)

### な い よ う

- 小川悟さんを追悼して「突然の訃報にこみあげる慚愧の念」/2
- 小川悟さんを追悼して『『ロマ問題』研究と小川先生の思い出』/4
- 小川悟さんを追悼して「聞けなかった『それでは、永井先生、ごきげんよう。』」/5
- メディア社会を生きるカーメディア・リテラシー/7
- レポート「人権啓発研究集会」に参加して/12
- 楽遊ガイド「えっ、岩波新書でプロレス本！前代未聞ちゃうん？」/15
- 「すてっぷ」の活動紹介記事の掲載にあたって/16
- 寄稿「今、すてっぷは、がんばっています」/17
- 寄稿「すてっぷ 応援メッセージ」/18
- 2005 部落問題は今、研究会「インターネットの世界を通して考える」/21
- 蛍池地域から「広がりつつながりを実感～HOTARUのたいこ・2005～」/26
- 豊中地域から「リニューアルした『リバティおおさか』を見学」/27
- あとがき/28

## 小川悟さんを追悼して

### 突然の訃報にこみあげる<sup>さんき</sup>慚愧の念



会長をつとめた人権まちづくりセンター運営協議会が出した「意見書」について報告する小川さん  
(2005年5月9日・評議員会で)

#### ■ 出会い

小川先生にはじめてお会いしたのは、30年前の1976年も押しつまった暮れのことでした。豊中市同和事業促進協議会(現・とよなか人権文化まちづくり協会)の役員改選にあたり、部落解放研究所に豊中市在住で部落問題に精通している学識経験者の推薦依頼をしたところ、当時上新田にお住まいの先生をご紹介いただきました。

理事就任のお願いに関西大学に寄せていただいたところ、先生には快くお受けいただきました。77年度からの体制なので3月までに回答いただければと考えていましたので、即答は大変ありがたいと感じたのを昨日のことのよう思い出しています。77年4月から理事、79年度から今日まで監査の任を務めていただけてきました。

#### 【溝口正美(理事)】

#### ■ テールスープ

監査になっていただいてからは、先生のお宅に会計諸帳票を持ち込み、監査を受けるのが年中行事になりました。監査のためにお伺いするのですが、監査のあとの大学における取組状況やドイツでロマの置かれている状況などのお話を聞かせていただくのが楽しみでもありました。理事会では穏やかな口調からラジカルな発言が飛び出し、その対応に追われることがよくありました。

川西のお住まいに移られてからは、監査のあとに食事をご馳走になる機会が増えました。その折の話題は多岐にわたりましたが、テールスープを何度かお持ちしたのですが、その折に「ドイツのスープはねえ…」といろいろ講釈を述べられたあと「もっと脂がギラギラとうっているのですよ」と言われるのが常でした。こちらは先生の健康を考えて、出来るかぎり脂を取り除いてお持ちしているのですが、先生はそれが不満でもっと脂が浮いているのが食べたいと注文をいただいております。

#### ■ 富士山

また、先生はかなり高齢になられてから、自動車の運転免許証を取得されました。豊中での会議の後ときどきお

宅まで車でお送りしているなかで、車が欲しいし、ついては車を運転したいといわれていたのが、実行されました。学会かなんかの会合で信州に出かけられたあと、帰るために運転しているのに何故か富士山が見えてきたとのお話をお聞きしたとき、お腹の皮がよじれるのをこらえるのに苦労しました。しかし何事も無く帰宅されたことに胸をなでおろしたこともありました。

### ■カラオケ

小生の連れ合いが96年に、ひとり娘が04年に他界した折には、食事にお誘いいただき励ましていただきました。そのときに先生の新しい面を知ることになりました。食事のあとカラオケにお誘いいただき一緒したのですが、先生は次から次へと歌が出てくるのです。それまでも何度も呑む機会はありませんでしたので、変身振りには正直驚きました。

### ■お別れ

昨年(2002年)の12月30日にテールを煮込み始め、1月の9日にスープをお持ちしようと思い、ご都合をお聞きしようとして

いた8日の朝、新聞を見て驚愕しました。なんと先生の訃報記事があるではありませんか、それもスープを煮込み始めた30日にお別れしていたなんて、そして連絡しようとしていた日に訃報を知るなんて。

あまりにも早いお別れに、茫然自失です。テールスープを心ゆくまで飲んでいただきましたかった、もっとカラオケを聞かせていただきかった、もっと口マなどについて教えていただきかった、もっと協会の運営についてお力をいただきかった、もっともっと長生きをしていただきかった。

ただただ先生のご冥福をお祈りするのみです。



ミニ講座「差別をなくすために～私はこう思う～」と題して話す小川さん  
(2002年11月11日・評議員会)

### 小川 悟さんの略歴

1953年関西大学文学部卒業。1958年大阪市立大学大学院修士課程修了。1960年から1962年大阪音楽大学専任講師。1963年関西大学文学部専任講師。1966年関西大学文学部助教授。1971年関西大学文学部教授。2000年関西大学文学部名誉教授、文学博士。著書に『文学は何ができるか』共著(福村出版)、『ジプシー・抑圧と迫害の轍』(明石書店)、『第三帝国の文化状況』(関西大学出版部)。訳書に『第三帝国のドイツ文学』共訳(福村出版)、『ローザ・ルクセンブルクの暗殺』共訳(福村出版)、『ナチス時代のジプシー』監訳(明石書店)、『カフェハウスの文化史』(関西大学出版部)。その他、ドイツ文芸学、比較文学に関する論文多数。

## 小川悟さんを追悼して

### 「ロマ問題」研究と小川先生の思い出

【友永健三（部落解放・人権研究所所長）】

1970年代の後半から、部落解放研究所（当時）や部落解放同盟中央本部は反差別国際連帯活動に積極的に取り組むようになり、80年には「国際人権シンポジウム」、82年には「反差別国際会議」を開催しました。とくに、後者の会議には、ドイツからスインティ・ロマ中央委員会のロマニ・ローゼ委員長をゲストの一員に招聘しました。そのおりに、ドイツ語の報告原稿の翻訳と通訳が必要となり、関西大学でドイツ文学を教えておられた小川悟先生に相談したことが、先生と私の初めての出会いでした。

この会議が終了してしばらく先生とお会いすることはありませんでしたが、83年8月、スイス・ジュネーブにある国連の建物の中でお会いすることとなりました。このとき、私たちは、部落問題を国連に訴えるためジュネーブにきていたのですが、先生も同じ時期にヨーロッパにおられたのでジュネーブまで足をのばして、私たちに会いに来られたのです。先生とご一緒に国連の人権関係の会議に参加し、国連の中庭で休憩していたとき、先生が「国連は、ドイツ語で同時通訳をしてへんのはけしからんなー」とぼやかれたので、わたしが「先生、それをいうなら日本語での同時通訳とちがいますか？」と「反論」し

て、大笑いしたことが昨日のこのように思い出されま



その後、先生は中央委員会との交流を継続され、人権の観点をしっかりと踏まえたスインティやロマに関する論文を執筆され著書を発刊されました。また、世界人権宣言大阪連絡会議等が主催する「国際人権規約連続学習会」でも2回（82年9月、88年10月）講演していただいています。

2005年に入って、先生から私の方に連絡があり、梅田でお会いしましたが、「ロマ問題研究会」を立ち上げ、本格的な研究を積み上げてしっかりとした本を発刊したいということでした。6月には、中央委員会並びに反差別国際会議（IMADR）が、深刻な状況下におかれているスロバキアにおけるロマの実情視察のための調査団を派遣したおり、小川先生ご夫妻は自費で参加され、その報告を研究所の国際人権部会で行っていただくとともに月刊雑誌『ヒューマンライツ』11月号に寄稿していただきました。

そして、12月10日には、先生の教え子の徳島文理大でドイツ語の教員をしておられる井上勉さん等も豊中のアイ

ボリーホテルに集まり相談した結果、具体的な方向が定まりました。研究会の代表は小川先生、事務局長は井上先生、そして私は副代表という体制で、06年1月から研究会を開始することとなったのです。

その後、12月21日には、部落解放・人権研究所の理事会があり、研究所としても「ロマ問題研究会」に会場提供等の面で協力していくことの承認をいただいたところでした。

ところが、12月27日であったと記憶していますが、先生から私の携帯電話に連絡があり、「急遽入院しなければならなくなった。1ヶ月ぐらいは入院することになると思われるので、1月の研究会は延期したい。正月に1ヶ月も入院せなあかんとは、せっしょうやなー。」と

のメッセージが入っていたのです。

そこで、早速お見舞いのハガキを出して、正月明けにでもお見舞いに行こうかなと思っていた矢先に、12年31日、井上先生からメールで先生の突然の訃報が送られてきて信じられない思いにとらわれた次第です。

日本では、スインティやロマの人たちは「ジプシー」と呼ばれ、偏見の目で見られている現状があります。残された私たちが、長年に及ぶ差別をはねのけ独自の言語や文化をもった民族として、そのありのままの姿を日本の地で紹介していくことが、先生のご遺志を受け継ぐこととなるのだと自らに言い聞かせているところです。



## 小川悟さんを追悼して

### まだまだ聞きたかった「ごきげんよう」

【永井英夫（豊中市人権教育研究協議会）】

親子ほど年下の私に対して、「永井先生、ご都合はいかがですか？」と、いつも先に尋ねてくださるのが小川先生だった。誰に対してもそうだった。ただ単に日程や都合にとどまらず、人の思いや気持ちに対して極めて自然体に向き合い、受けとめ、まずは聴くところからはじめようとされる方だった。

小川先生との出会いは、2001年5月、豊中市立人権まちづくりセンター運営協議会の場だった。その後、四

年間にわたって、小川先生が会長、私が会長代理というポジションでこれからの人権まちづくりセンターの運営にかかわって論議し、意見書にまとめていく作業をご一緒させていただいた。しかし、この協議会が開催されるまで私は小川先生と全く面識がなかった。

その第一回目の集まりは、豊中人権まちづくりセンターの大集会室が会場だった。どのような状況でだったかということについて正確には覚えていな

いが、会が始まる前、初対面の私がいさつする前に、小川先生は先に席から立ち上がり私の方を見てこうおっしゃった。「永井先生ですか。小川と申します。今日はネクタイを忘れてしまうてな。永井先生が正装されていていらっしゃるのに失礼なことで申し訳ないですなあ。今日は第一回目ということで市長が来られるそうですが、こんなことでよいでしょうか。」

初対面で、若輩の私に対して、しかもご自分の服装について、「こんなことでよいでしょうか？」と尋ねられて、どうお答えしたものかなんとも困ったことを思い出す。しかし、どんな方なんだろうという当初の不安や戸惑いを、このざっくばらんな一言で一瞬にして溶かしていただいたように思う。

その後も4年間にわたって、協議会で論議し意見書の起草作業をすすめてきた。小川先生は、協議会の場でも肩に力を入れることなく率直で、その時々委員さんの意見の一つひとつを大切にされる方だった。そういえば、小川先生の横に座り、傲慢で一面的な思いこみの強いふるまいの多かった私を、協議会終了後に「永井先生、ご都合はいかがですか？」とよく誘ってくださった。自ずとその日の協議会のふり返りになった。協議会でも正直で率直なお考えを話される穏やかな小川先生だったが、その場ではさらに踏み込んで率直な思いやお考えを話してくださった。

かねてから豊中市の同和問題の解決に向けたとりくみにかかわってこれ

た小川先生は、おりしも2002年3月地対財特法期限切れ後の動向について心から危惧をされていた。協議会では、そんな小川先生の意向を受けて豊中市の同和問題の解決に向けて、だれがどう考え、だれとどうすりあわせ、行動していかなければならないのか。併せて、今何ができていて何が足りないのか。人権まちづくりセンターの具体的な事業に学びながら論議をすすめてきた。その上で、今日まで同和問題の解決をめざして地域に根ざし、地域で生活する「この人」に届く事業を展開している豊中・蛍池の両人権まちづくりセンターの「これまで」と「今」を強化できる意見書を作成しようということになった。

その方向性が確認された協議会の場で横に座っていた私の方を見つめられた。そして、静かな声でこうおっしゃった。「それでは、永井先生に起草委員長をお願いしたいのですが、いかがですか」と。無神経にふるまっていた私に対して、「求める限りは自ら汗をかけ」という小川先生の戒めだったと受けとめている。

ご一緒した別れ際、小川先生がおっしゃった言葉はいつも「それでは、永井先生、ごきげんよう。」だった。このたびのお別れにこの一言はなかった。同和問題の解決を考えるにあたって、小川先生に聴いていただきたいことがまだまだあったのに。早すぎた、そして突然の別れだった。

心からご冥福をお祈りいたします。

## メディア社会を生きるカーメディア・リテラシー

【西村寿子（理事）】

### メディア社会を生きる

わたし自身は本や雑誌をつくるという仕事をしているせいか、メディアやコミュニケーションにとっても関心があります。それで、ここ数年「メディア・リテラシー」という領域について学んでいます。みなさんもこの言葉を聞いたことがあるかもしれません。

わたしたちが付き合っているメディアというのは、テレビ・映画・新聞・雑誌・・・などいろいろありますね。最近では、インターネットも影響力のあるメディアになってきています。わたしたちの毎日の生活は、これらのメディアが伝える情報と密接につながっています。たとえば、遠い国で起こっている政治的な動きも国内の芸能情報も、テレビのニュースなどを通して知ります。よくよく考えてみると、わたしたちが「知っている」と思っていることのほとんどはメディアを通して「知っている」つもりになっているのです。

ですから、メディアとは何か、メディアを通して伝えられる情報とは何なのか、ということについてわたしたちが十分に知り、多面的に吟味するという態度が必要になってきます。

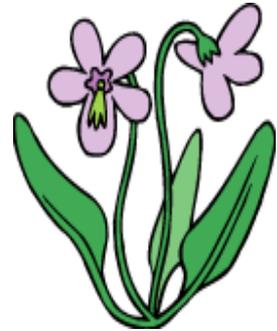
メディア・リテラシーは、わたしたちがメディアからの情報を批判的に分析・評価し、コミュニケーションをつくりだす能力のことだと考えられています。リテラシーは、日本語にすると

「識字＝文字の読み書きの力」ですが、これは人間として生きる上でなくてはならない基本的な権利です。

部落の識字運動が

教えてくれるように、「識字」は単に文字の読み書きを学ぶことにとどまりません。文字を学ぶことを通して、自分自身と社会とのかかわりを意識し、自分自身を確立する学びです。

いま、わたしたちの身の回りには文字情報だけではなく、電子メディアからの情報であふれています。ですから、メディア・リテラシーは現代の「識字」であり、自分自身と社会とのかかわりを自覚する上で、なくてはならない基本的な学びである、と考えることができます。



### メディアは現実を映す「鏡」か？

さて、みなさんは「メディアは現実の『鏡』」だと思っていませんか。たとえば、テレビを考えたときドラマやバラエティ番組、コマーシャルは作られたものだけど、ニュース番組は、実際に起こっていることを伝えている、となんとなく思っていないでしょうか。しかし、ニュースも制限ある時間内で番組が放送されています。ですから、放送局は「ニュースバリュー」という物差しを使って、一日の中のたくさんの出来事の中から、どれを

ニュースとして伝えるかを選び、優先順位をつけて、ニュース番組を構成しています。さらに、ニュースとして伝える出来事もそのどの部分を切り取るのか、どんな順番で伝えるのか、どのような人物を登場させるのか、という無数の選択と判断の結果、ニュース番組は構成されています。

たとえば、「トリノ五輪報道」を考えてみましょう。去る2月11日、NHKや東京をキー局とする民放各局は夕方のニュースでこの「トリノ五輪開会式」を報道しました。しかし、夕方のニュースで報道された開会式は3時間にわたる実際の開会式のごく一部を切り取って編集し、わたしたちにこれが「開会式」だと伝えただけです。たとえば、開会式は芸術性にあふれる演出で全体が構成されていましたが、夕方のニュースでは「イタリアらしく情熱的」だとしていました。また、五輪旗を運んだのは8人の女性たちでしたが、夕方のニュースではどの局もそのことを伝えていませんでした。

このように、ニュース番組といえどもメディアは現実の「鏡」ではなく、さまざま判断と選択によって構成されて、わたしたちに伝えていきます。さらに、構成されているニュース番組がわたしたちのものの考え方と深くつながっていく可能性があります。だからこそ、「メディアは現実の『鏡』ではない」ということをしっかりと意識して、むしろ登場していない人はどんな人か、取り上げられていない観点は何かということを考えつつ、メディアに接していくこ

とが求められるのです。

### テレビ番組の背景にある番組基準

このように、わたしたちが実際に経験したことを除けば、わたしたちが「知っている」と思っていることのほとんどはメディアからの情報です。ということを見るとメディアが多面的に物事を伝えるということは、メディア社会を生きるわたしたちにとってとても重要なことです。それはなぜかというと、社会を構成する主権者であるわたしたちが判断し行動するためには、可能な限り社会で起こっている出来事や議論を多角的に知る必要があるからです。

放送法という法律の第一条(目的)第3項は「三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること」と書かれていますが、メディア社会においてメディアの責任が一層問われていると思います。

メディア・リテラシーは単に番組や記事を取り上げてその内容を批判することではありません。メディアの背景にある番組や記事の生産や制作の仕組み、法律や制度などの仕組みについて十分に知った上で、メディアについて多角的に考えることを意味しています。ですから、テレビ番組の背景にある放送法や報道指針などの法律や基準についてわたしたちもよく知っておく必要があります。

わたしたちがふつう「メディア」と言うときには、テレビ番組やコマーシャ

ル、新聞記事、雑誌記事など目に見えるものを想像していますね。でも、それは氷山の一角です。

ですから、メディアについて考えるとき、テレビ番組の背景にある放送法や報道指針、番組基準などの法律や基準についてわたしたちもよく知っておく必要があります。とりわけ、テレビ番組や新聞記事を「人権」という切り口で判断するとき、番組や記事の背景にある基準を抜きに考えることはできません。

では、テレビ番組の番組基準について考えてみましょう。番組基準は大きく分けて、日本放送協会（NHK）国内番組基準と日本民間放送連盟放送基準、というのがあります。NHKとそれ以外の民放で異なる基準を持っているということですね。たとえば、NHKの番組基準ですが、NHKのインターネットサイトのトップページに「経営情報」をクリックすると、「経営情報一覧」が出てきます。一覧を見ていくとその中に「日本放送協会番組基準」（国内番組基準・国際番組基準）があります。

まず、前文の5項目の中で「2基本的人権を尊重し、民主主義精神の徹底を図る」とあります。各項目で人権に少しでも関係のありそうな基準を探してみると、第1章放送番組の一般的基準の第1項に「人権・人格・名誉」という項目があって、「1人権を守り、人格を尊重する。2個人や団体の名誉を傷ついたり、信用をそこなうような放送はしない。3職業を差別的に扱わない」、第2項「人種・民族・国際関係」では「1人種

的、民族的偏見を持たせるような放送はしない。2国際親善を妨げるような放送はしない」とあります。具体的に、ジェンダーの公正や公平についての項目を探してみると、どうも見当たりません。また、これらの基準が何を具体的に示しているか、何度読んでもわかりにくいと思いませんか。

日本民間放送連盟のインターネットサイトのトップページにも「放送倫理」という項目があります。そこをクリックすると日本民間放送連盟番組基準が出てきます。ぜひ、みなさんもお覧いただきたいと思います。

ここで考えてみましょう。日本は日本国憲法をはじめとしてさまざまな人権に関する国際条約を結んでいますし、男女共同参画社会基本法などの国内法も定めていますが、このような人権の基準が番組基準に及んでいるだろうか、ということです。テレビ一つ考えてもわたしたちの生活の一部であり、わたしたちの文化です。わたしたちの文化を「人権文化」としていくためにもテレビ番組の背後にある基準を考えていくことが大切だと思います。

### 報道指針を考える

最近、子どもたちの命が脅かされる痛ましい事件が頻繁に起こって、そのたびに「なぜ？」という思いにとらわれることがよくあります。犯罪に加担した事実は到底許すことはできませんが、最近の犯罪報道には首をかしげることがあります。たとえば、昨年11月末に報道された広島での小学生殺害事件の

とき、被疑者を指名手配と報じた朝刊は、縦4.7センチ、横25.6センチの白抜きで「ペルー人を指名手配」(朝日新聞、2005年11月30日)、夕刊でも同様の大きさで「ペルー人逮捕」(同)と報じました。町に出てみると主要全国紙がすべて1面トップ扱いで、町全体が黒い文字で覆われているような気がしました。この時点で、被疑者の属性を大々的に報道する必要があるのでしょうか。また、各紙とも被害者の女子児童、容疑者の連行写真が使用されていました。11月30日の夜のニュース(NHK「ニュース10」、TBS系「ニュース23」、朝日放送系「報道ステーション」)でも各局は被害者、被疑者の顔写真や連行シーンを使用していました。

1994年6月、長野県松本市で発生した松本サリン事件は、メディアが犯人視した第1発見者の市民が犯人ではないことが1年後に分かり、その市民がメディアに謝罪を求めた結果、新聞社や放送局が謝罪するというメディア史上まれな事件でした。

メディア側は、この事件だけではなくひんぱんに起こる報道による人権侵害、それに対する市民からの批判に応えるために、次のような綱領や指針を相次いで発表しました。NHKと民放連による「報道倫理基本綱領」(1996年)、民放連「報道指針」(1997年)、新聞労連「新聞人の良心宣言」(1997年)などです。

たとえば、「報道指針」では、そもそも報道とは市民の知る権利に応え、民主主義社会を発展させるために存在す

る、取材・報道の自由はその目的のために市民から委ねられたものだと明記しています。これはとても大切な視点です。メディアの取材・表現の自由は、あくまで市民の知る権利に基づいていること。その市民の知る権利とは、社会で起こっている様々な出来事を多角的に知り、市民として判断し、行動するために必要な権利だということをはっきりと謳っていることです。「報道指針」では、このような基本的な考え方に基いて、1. 報道の自由2. 報道姿勢3. 人権の尊重4. 報道表現5. 透明性・公開性についての考えかたを示しています。「報道倫理基本綱領」、「報道指針」、「新聞人の良心宣言」のいずれもネット上で公開されています。ぜひ、ご覧になってください。

「新聞人の良心宣言」の「6. 犯罪報道」には次のように書かれています。

新聞人は被害者・被疑者の人権に配慮し、捜査当局の情報に過度に依拠しない。

何をどのように報道するか、被害者・被疑者を顕名とするか匿名とするかについては常に良識と責任を持って判断し、報道による人権侵害を引き起こさないよう努める。

(1) 横並び意識を排し、センセーショナルリズムに陥らない報道をする。

(2) 被疑者に関する報道は「推定無罪の原則」を踏まえ、慎重を期す。被疑者側の声にも耳を傾ける。

(3) 被害者・被疑者の家族や周辺の人物には節度を持って取材する。

(4) 被害者の顔写真、被疑者の連行写真・顔写真は原則として掲載しない。

実際の報道と比較するといかがでしょうか。「新聞人の良心宣言」で掲げられている基準と比べると実際の報道は、ずいぶん節度がない、と感じるのはわたしだけでしょうか。

「報道指針」、「新聞人の良心宣言」など内容的には非常によくできていても、それが実効性を持たないことが問題です。もっと言うと、日本のメディアは倫理規準や報道基準に実効性を持たせるための仕組みをつくるのがとても遅れています。十年一日のように「表現の自由か、規制か」というあれかこれかの議論だけで、せっかくつくった素晴らしい基準が「絵に描いたモチ」になっています。

2005年10月、「鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例」が採択されました。その後、鳥取県弁護士会会長声明や県内報道機関15社による声明が出されています（それらの論点と検討は、『ヒューマンライツ』2月号、内田博文論文をご参照ください）。県内報道機関15社による声明では、「条例は報道の自由を制約し、国民の『知る権利』を犯す危険性が強い」と絶対反対の構えをとっています。しかし、犯罪報道一つを考えても、メディアが人権を侵害する可能性は常にあります。その時に、被害者の苦情や意見をメディアに対して申し立て、それが判断され、是正される仕組みがあれば、このように人権条

例に盛り込む必要もなかったでしょう。

「報道指針」にも「報道活動は、市民の知る権利に応えることによって、平和で豊かな民主主義社会を実現することを使命とする。取材・報道の自由は、その使命のために、市民からわれわれに委ねられたものである」とあるように、メディア表現の自由が誰に委ねられているのかを考える必要があるのではないのでしょうか。

メディアについて学ぶのは楽しい

少し長くなりすぎました。でも、メディアについて学ぶメディア・リテラシーはとても発見に満ちた楽しい学びの場です。つい先日、部落解放運動に参加する若い人びとと学ぶ機会がありました。メディア社会と自分自身の関係を時系列で振り返る「私のメディア史」という活動をした後で、ある参加者は「これまでの自分のすべてがメディアと関係していると思った。どんな服装をするのかもすべて雑誌で知った。将来、何になるかも影響を受けた。家族や友人との関係もメディア抜きには考えられない。メディア・リテラシーはとても深い」と。それを聞いて少し嬉しくなりました。大事なのは簡単に結論を出すことではなく、メディア社会とは何か、自分自身はその中でどう生きるのかをじっくりと仲間と話し合い、考えることだと思います。



## ＜ご案内＞ FCT第8回メディア・リテラシー研修セミナーのお知らせ

NPO 法人FCT 市民のメディア・フォーラムでは、メディア・リテラシーを系統的に学び、ファシリテーターとして各地のメディア・リテラシー活動の担い手となる人たちを育成するための研修セミナーを、短期集中型で、2000年以降、毎年、春、夏と定期的で開催しています。研修セミナーは、講義とワークショップを組み合わせ、「参加と対話」による学びのスタイルを実践的に習得できるように構成されています。また受講者にとっては、それぞれの実践をもちより、対話を深め、経験を共有できる場でもあり、年1度は必ず参加するリピーターの方も増えています。

- 日時：2006年3月25日（土）午前10時～午後6時、26日（日）午前10時～午後4時30分
- 会場：大阪府とよなか国際交流センター  
（後援：財団法人とよなか国際交流協会）
- 費用：参加費（資料代込み）一般20,000円、FCT会員及び学生（大学院生を含む）15,000円
- 講師：鈴木みどり（FCT市民のメディア・フォーラム理事長／立命館大学教授）他。参加募集人数：30人
- 申し込み・問い合わせ先：〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-2-1 横浜ワールドポーターズ6階NPOスクエア内FCT市民のメディア・フォーラム  
FAX 0466-81-8307 e-mail : [mlpj-admin@mlplj.org](mailto:mlpj-admin@mlplj.org)



## レポート

### 「人権啓発研究集会」に参加して

【松波めぐみ（事務局）】

1月24日～25日と、徳島での「人権啓発研究集会」に参加する機会をいただいた。二日間で学んだことのうち、印象に残ったことを書いてみたい。

全体会『日本はどこに向かうのか？』（斎藤貴男さん）

フリージャーナリストの斎藤氏は豊富な取材経験から、現在の政治・経済のあり方がどれほど階層間の格差を広げ、雇用を破壊し、「戦争のできる国」を準備し、市民生活を息苦しいものになっているか・・・という仕組みについて具体的に説明していく。個々の現象は聞いたことがあっても、それらが「どうつながっているのか（仕組み）」を知って、目からうろこが落ちることもあった。

雇用も平和も脅かされる「仕組み」  
「つながっている」ことに気づいた例

を1つ挙げたい。多くに日本企業が工場を人件費の安い中国や東南アジアに移転させたため、各地で産業の空洞化——そういえば24日夜に歩いた徳島駅前の大通りはやや寂しく、店は早く閉まっていた——をもたらしているのは知っていた。だが、工場の移転先（現地国）の「不安定な政情」（＝企業にとってリスク）が心配になった経営者や経済界の人々は、そのリスクを回避すべく、「いつでも軍隊を出動させられるように」憲法9条を変えたがっているのだという。むろん企業から利益を受けとっている政治家も（元々憲法を変えたかった人は特に）それに同調する。

不覚にも、私はこのつながり（経済—政治）に気づいていなかった。なるほ

ど、と思うと同時に怖くなった。グローバル化の中、現地の人を安く使い捨てる日本企業は、いざとなれば自社の利益を守ることしか考えないだろう。そして日本に失業者が増えれば、危険な地に赴く「兵士」を集めるのも簡単なのだ。ちょうど今のアメリカと同じように。

齋藤氏の話聴いて、このような大きな「仕組み」を知る意義は大きいと思った。おそらく、多くの人はこの「仕組み」の中に自ら巻き込まれながらも、その「仕組み」もその背後にある意図も見えないため、漠然とした閉塞感や将来への不安を抱く。だからこそ「改革」という力強いキャッチフレーズに飛びつき、また自分より「下」だと思える人を叩くことでうっぶんを晴らそうとするのではないか。耳ざわりのいい言葉に騙されず、本質を見る力をつけていくことが本当に必要だろう。

### 教育「改革」の正体

もう一つ、本質が見えにくいことの例を挙げたい。これまで進められてきた教育改革は、「落ちこぼれをなくすために学習内容を削減し、ゆとりをもたせる」という、誰も反対しない名目でおこなわれた。しかし現実には学力の二極分化が進み、裕福な家庭に生まれた子は早期教育を受けますます有利になり、そうでない子は這い上がれないままだ。だがこれは、実は「改革」の狙いどおりだったのである。教育改革をリードした三浦朱門氏（教育課程審議会会長）は「平均学力など低いほうがよい」と、本音を齋藤氏に語った。少数のエリートには手厚くし、大多数の非才・無才には「実直な精神」だけを身につけさせる方が、費用がかからないし「日本のためになる」というのである。そこには、人の尊厳は平等だという信念も、教育によって子どもの可能性を伸ばしたいという情熱も不在だ。

スタートラインが（生まれた家庭によって）全然違うのに、学力が伸びない子ども、就職に挫折した若い人も、「自己責任」とされてしまうのが今の世の中な

のか。（ちなみにこのことは、2日目に観た啓発映画『みえないライン』でも表現されていた。）

齋藤氏が取材した九州のある県では「改革・合理化」の名のもとで4つの県立高校が閉鎖されたが、これは県内で偏差値の最も低い4校だという。齋藤氏が「僕が生徒だったら、きっと暴れますね」と口にすると、関係者は「それは違う」と言った。なぜならその4校は不登校の子の受け皿になっており、「暴れる」こともなさそうだ、と。声が出しにくい人たちから再挑戦の機会を奪うのが「改革」だとしたら、なんと残酷なことだろう。

### 「平等、平和」が建前でさえなくなる前に

講演の最後に齋藤氏は、「平和と平等」はこれまでも実現されてきたわけではなく、そういう意味では「建前」だったが、今はその建前ですら崩されようとしている——と、危機感をもって言われた。戦争を肯定する言説がはびこり、ピラ配りをした者への逮捕が相次いでいる。自治体が病弱児童のための施設を廃止するなど、「役に立たない者を切り捨てる視線」が蔓延している。だが、平和と平等こそは最後まで守るべき「人権の砦」だと齋藤氏は言う。そんな当たり前のことを再認識しなければいけないのかと、ため息が出た。

分科会『市民意識の現状から見た啓発課題』（内田龍史氏）、映画『みえないライン』

これまで数多くの「市民意識調査」がされてきたが、同じ自治体で長い間継続しておこなわれてきた例は少ないという。その一つ、徳島県で1974年より2002年まで6回おこなわれてきた調査結果をもとに、内田氏は市民意識の推移とその背景をわかりやすく説明された。詳細を書く紙幅はないので、一つ印象に残ったことだけを記す。

### 「人からのスタート」という戦略

差別実態への認識が強い人ほど同和地区への忌避的態度をもってしまう、というデータがある。「ならば教えなければいい」という考え方（寝た子を起こすな論）は論外として、ではどのように教えればいいのか。

内田氏は、ただ「差別される存在」としてしか部落・部落出身者をイメージできなくさせているような教育のあり方を変えるべきだと言う。同感だ。内田氏の提案は「問題からのスタートではなく、人からのスタートを」という戦略だった。映画やビデオも、「問題」を中心に据えるのではなく、個人がよく見えるようにする。「ある固有の人物がいる。→その人の生き方の背景に部落問題が見える。→その人に「人間としての共通性」を感じとる。→その人に魅力を感じつつ、その人をおとしめる社会のあり方に対して、おかしいと思う」という道筋である。

私は「人からのスタート」という提案はもっともだと思いながら、それだけでは不十分だと思った。おそらく内田氏もそれは承知だろうけれど。魅力的な「人」を中心にした映画やビデオはこれまでもあったはずだ。映像のもつ力は、確かにあるだろう。しかし、へたするとそれは「こんなすごい人がいたのか。自分にはとてもまねできない」という感嘆で終わり、日常に戻れば「自分は差別される立場にはなりたくない」というホンネに立ち戻ってしまうかもしれない。

### 『みえないライン』—何がみえないのか？—

午後から、徳島の同和対策推進会が企画して製作した映画『みえないライン』を観た。これまで社会の常識を信じ、会社のため家族のために懸命に働いてきたサラリーマンと、その妻、娘、息子が直面するさまざまな葛藤が描かれていた。リストラ、派遣社員、職場のいじめ、進学と家庭の経済状況の関連……。日本社会の縮図のようだ。ちょうど昨日の齋藤氏の話をもとに裏付けるよう

に、広がる格差、不平等、努力が報われない状況、正論が通用しない状況などがうまく描きだされていた。

この映画を観て、いわゆる差別問題が出てこないことに最初は戸惑ったが、私自身や友人などの経験と結びつけて考えることもできた。この映画があぶりだすのは、この社会が本質的にもっている（けれど見えにくい）「不平等や差別をうみだす仕組み」である。

### 「自分との関わり」を認識することから

社会には差別をはじめ、さまざまに不当なことがあって、それは構造（仕組み）と関わっている。それは自分とも関係がある、と実感できるような仕掛けが、教育・啓発の中で必要なのだと思う。その点、この映画はよかった。誰もが、本質的には不平等なこの仕組みの中のどこかにいる。そのことを知ったときに、「自分も被害者だったのか」と感じる人もいるだろうし、自分が恵まれた立場にいることに後ろめたくなる人もいるだろう。不安定な人（正社員だけど女性とか、今は大丈夫だけどいつリストラされるかわからないとか）も多いだろう。いずれにせよ、社会の仕組みに自分が「関わっている」という意識をもつことがなければ、差別の問題を考え始めることは難しいかもしれない。

もちろん、仕組みを認識したあとで、「自分だけはこの社会で得をしたい」と願う人もいるだろうが、本当にそれでいいのかと思い、別の考え方や生き方を模索したり、平等・人権をめざす動きに関心をもつ人もいるだろう。「人からスタート」する映画はそこで生きるのではないだろうか。



## 楽遊ガイド

えっ、岩波新書でプロレス本！前代未聞ちゃうん？著者が森達也さんで、グレート東郷さんのことやて…もう垂涎ものです。

ボクの家テレビがきたのはおそかったのです。「3丁目の夕日」のように金曜日の夜8時になると、隣の森本さんのおうちへ行って、近所の人達と一緒にプロレスに喚声をあげていました。阪神電車の野田駅前広場にあった街頭テレビには、阪神優勝の尼崎駅前と同じく人、人、人…でした。力道山、木村政彦、山口利夫、東富士、豊登、シャープ兄弟、ジェス・オルテガ、ボボ・ブラジル、ルーテーズ、そして「銀髪鬼」フレッド・ブラッシーなどなど、多くのレスラーが頭にやきついています。

その頃から、どういうわけか、「ベビーフェイス」と呼ばれた「エエもん」より「ヒール」と呼ばれた「ワルもん」に興味がありました。なかでもこのグレート東郷なる小柄なプロレスラーを、もうええ年ちゃうん、と思ったこともあってか、はじめて見た時からトリコになりました。ゲタばきで登場してくるや、そのゲタを武器としてゴング前から、先制攻撃をかける。窮地になると、相手を油断させ、反則をくりかえす。やられてもやられても、血だらけになりながらも、肩をいからせ、ニタニタ顔をくずさない。まあ、最後は負けるのですが、気になる、憎めないレスラーだったんです。

レスラーとしての晩年は力道山とタッグを組み、ベビーフェイスにまわったりもしましたが精彩はなかったように思います。

3月に映画『力道山』が公開されます

が、生涯カミングアウトすることのなかった力道山と、米国のリングで「ジャップ」と観客からヤジられ、「パールハーバー」を背負いながら「ヒール」に徹しつづけたグレート東郷の固い絆のわけ…。グレート草津がテーズと対戦し、数分ともたなかったわけ…などなど興味津津です。

『放送禁止歌』や『A』をはじめとして、発言や対談を連発している、硬派のジャーナリスト、いま旬の森達也さんの労作です。グレート東郷のニタニタ笑いの底から、戦後の日本、現代の日本を問うています。



- 森達也さん 『悪役レスラーは笑う』  
— 「卑劣なジャップ」グレート東郷—  
岩波新書・780円

あと2冊紹介したい新書があります。

- 角岡伸彦さん 『はじめての部落問題』  
文春新書・730円  
(蛍池ルシオーレのブックファーストの新書コーナーで目立っています。)

- 上原善広さん 『被差別の食卓』 —ソウルフード—  
新潮新書・680円

いずれも税別です。「新書版でこの値段？」ですが余裕のある方は買ってください。図書館になかったら希望してください。

【石原敏（評議員）】

## 「すてっぷ」の活動紹介記事の掲載にあたって

【八塚勇一（事務局長）】

機関誌「じんけん ぶんか まちづくり」第8号に掲載した記事「深層『すてっぷ』館長交代劇の不思議発見…」等について、昨年9月に豊中市議会で質疑がされ、それをうけて理事会で議論をしました。以下にその内容を明らかにします。

男女共同参画推進センターすてっぷ（以下、「すてっぷ」という）は、当協会と同じく様々な人たちともに人権尊重社会の実現をめざして、相談活動や啓発活動などを行っています。人権問題や行政の人権施策に対する社会の無関心や無理解が進行する昨今の状況にあって、両者のきずなを強めることは一層重要になってきていると考えます。

記事はこの間、メディアでほとんどとりあげられていない「すてっぷ」の問題が幅広い論議となることを期待して書かれたものですが、「すてっぷ」や人権をとりまく状況をみると、その意図とは裏腹に、「すてっぷ」の活動にマイナスの影響を与えたことは認めざるを得ないと考えます。そこで、同じ人権を考える組織として「(財) とよなか男女共同参画推進財団」に一連の経緯を説明し、相互理解を深めることにしました。

その中で「この記事のように書かれていることが真実のように思われたり、『すてっぷ』の活動への誤解が生まれている」ことや、この問題の経過を知らない現在の職員にはとまどいがあるとのことでした。こうした現状の改善に少しでもこの機関誌が役に立つのであれば議論の場を提供することや、多くの

人に「すてっぷ」の活動を知ってもらい、男女共同参画社会をつくる活動への参加・協力を広げていくことが必要だと確認しました。

その一つとして「すてっぷ」の意見と活動を紹介する記事等を今号に掲載することにしました。今後さらに様々な交流をし、協働のとりくみを行っていきたいと考えています。

また、市の意向を聞いたところ、市側からは、「記事として掲載されると事実であると誤解されるので反論したいところであるが、裁判で係争中であるので、裁判所以外のところで意見を言うことは適切でないので反論文を掲載するつもりはない」との返事をいただいています。

協会は、部落差別をなくし、人権文化のまちづくりを進める組織としてまだまだ不十分な活動しかできていませんが、今後も皆様のご協力と参加の下に運営を行ってまいりますのでよろしくお願いいたします。

なお、市議会での質疑は、豊中市ホームページ「議会議事録検索」9月29日定例会（142ページ～）でみることができ

## 寄稿

## 今、すてっぷは、がんばっています

(すてっぷ館長 桂容子)

2004年度からのすてっぷ館長人事をめぐる、裁判が起こされていることもあり、さまざまな憶測が乱れ飛び、現在のすてっぷについても誤解されていることがあるようですので、すてっぷの現状を正しく知っていただきたいと思います。

現在の事務局には、当時の館長人事に直接関わった者はいなくて、私が2004年の4月に就任した時には、事務所の中は何か戸惑ったような不安な空気がありました。

しかし、それでも、豊中の男女共同参画の推進に向けて、スタッフは懸命に仕事をしており、新たな工夫を凝らした講座など、さまざまな企画に取り組んでいました。私が今、とても悲しい思いでおりますのは、こんなに純粋に、こんなに懸命に、スタッフ一同がんばっているのに、すてっぷについてのマイナスイメージが流布していることでもあります。まことにやるせない思いがいたします。

私は1970年代から、草の根の活動グループで、友人たちと女性差別の問題と取り組んできた者です。当時は、今のような行政主導の「男女共同参画」推進にはまだまだ遠い状況で、女性に対する差別に異議申し立てをする者は、石を投げられかねない空気がありました。口にする事の悉くが受け容れられず、

理解されない中で、ただの一度も志を曲げたことはありませんし、どうすれば人と人が対等に、互いに尊重しあって生きる社会が作れるのか、ということを考えて続けて今に至っていると自負しています。権力に屈することなく、おもねることもなく、誰をも抑圧しない正しい生き方をしたいものだと、愚直なまでに思い続けて生きてきた者です。そしてまた、すてっぷで働くスタッフも、より多くの市民の皆様にも男女共同参画の考え方が理解されるように、豊中の男女共同参画が後退することのないように、日々、踏ん張って、仕事にいそしんでいます。

すてっぷを応援してくださる市民の方もたくさんいてくださいますが、すてっぷの事情をご存知ないまま、心ないうわさを流される方々も、残念ながらおられるようです。私は、現在のすてっぷで働く者の代表として、すてっぷとすてっぷで働く者の名誉を回復して、豊中の男女共同参画の推進を願う人々と一致団結できることを心より願っています。

早く真実が明らかになり、裁判が終結し、すてっぷ本来の業



務に専念できることを願い、豊中の男女共同参画が進むように、市民の皆様とともにがんばっていきたいと思っています。

ここに載せましたメッセージは、すてっぷのスタッフと、すてっぷを愛して

くださる利用者の方の率直な声です。こうした声に支えられ、時には叱咤もされながら、豊中の男女共同参画推進の活動に邁進していく決意しております。



## 応援メッセージ

### すてっぷに期待します

豊中市民になって6年目。仕事が忙しく、すてっぷの講座などにはなかなか参加できないままでした。

1年前にフラッと参加したのは、土曜日の夜に開催された「すてっぷサロン」。さて、新館長とはどんな人なのだろうと興味津々で参加してみました。この会に対するイメージは、参加者が館長にさまざまな質問をし、館長がそれらに答えるというようなものでした。ところが、開会時間に少し遅刻して参加すると、テーブルを囲み、和気藹々とした雰囲気ですべての人が語り合っていました。見渡すと年代も性別もさまざま。「どうぞ、どうぞ」と、すぐに仲間に入れていただき、話題にも難なく参加することができました。

さて、新館長はというと、メンバーの一人として楽しそうに語っています。そう、井戸端会議のような感じです。1つのテーマについて、年代や性別、職業の違う人たちが気軽に語り合える機会はなかなかありません。しかも、ご近所の方

### (高橋もと子)

たちとなんて…。そんな雰囲気惹かれて、その後もできる限り参加させていただくようになりました。

昨年末には、私が所属している団体の調理室を借りることになりました。そのとき受付で応対してくださった男性職員が使用方法などをとても丁寧に教えてくださいました。その後、他のメンバーと調理室の下見に来たときには、女性職員がまたまた丁寧に案内してくださり、当日のイベントは大成功！！その後もときどき受付を訪ねますが、職員の皆さんたちはいつも笑顔で接して下さり、とてもいい感じなので気軽に相談できます。

今年のすてっぷフェスタは、多彩な企画と多数の参加者で活気溢れていました。なかでも、「講談で語る男女共同参画」や「演劇ワークショップ」の発表は、他ではなかなか見られないユニークな企画。今度は見学者ではなく、発表者としてフェスタに参加したいと思っ

ています。

親しみやすく、市民がいきいきと活動

できる「すてっぷ」として、大いに期待  
しています。

## すてっぷの「演劇ワークショップ」に参加して

(布浦かず子)

私は、55歳のとき、豊中市民劇に参加し、生まれて初めて楽しい体験をしました。

すてっぷの「演劇ワークショップ」も、「きっと楽しいぞ」と思って参加しましたが、ビックリ。今まで私が知らない言葉、話、いろいろ、未知の世界に飛び

込んだような不思議な気持ちでしたが、日数が経つにつれて、そのままの自分でいられ、受け容れられ、それぞれが、生かされ元気になっていく。対話、こちよさがありました。60歳にして、引き出しがまた一つ増えました。感謝です。私、青春しています。

## すてっぷと私

去年は、「とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ」の5周年でした。私は、すてっぷと仲良しで、2005年は講座&イベント、情報ライブラリー、相談室、フリースペースを全て必要最大限に利用させていただきました。講座では、とても良い講師の方々に恵まれて、

(国木伊都子)

楽しくスキルアップしながら続けることができ、嬉しく思っています。セミナーガイドを見るのが楽しみで、いろいろな講座を受講して力をつけ、次にすることに役立てたいと思っています。桂館長はじめ、スタッフの方々にはとても感謝しております。

## ありがとう、すてっぷ

私がすてっぷを初めて利用させていただいたのは、今から五年ほど前になります。その当時、私は四歳と二歳の息子の子育てに追われる毎日でした。来る日も来る日も子ども中心の毎日で、私はこのまま世の中から、どんどん遅れをとって取り残されてしまうようにさえ思う事もありました。調理師として、ひとりの女性として、武智千裕として、また輝きたいと思う気持ちだけが先

(武智千裕)

走って、それでもいざ行動を起こそうとしてもなかなか思うようにいかないジレンマがありました。

そんなときに出会ったのがすてっぷでした。幼い子どもがいても、安心して保育していただけるので、勉強やスキルアップすることができました。本当にいろいろな講座を受講させていただきました。パソコンをはじめ、シスアド、簿記、写真講座、介護、ヨガに起業…。

B書き切れないくらいです。

そんな中で、すてっぷのスタッフから市民企画委員になって、講座を作ってみないか？なんてお話を頂いて、いろんな違う方向からも勉強させていただきました。先日もママ・カフェという講座で私のことを話させていただきました。私にはまだまだ勉強したいことも夢もたくさんあります。少しずつですが前を向いて進んでいる自分がい

ます。

子どもが小さくて何かを始めてみたいけど、その一歩を踏み出せずにいるお母さんもたくさんいると思います。子どもがいても安心して勉強出来る場がすてっぷです。いっぱい利用して下さいね。

私はすてっぷに感謝の気持ちでいっぱいです。



## お父さんの育児休業のすすめ

～すてっぷ在職中に育児休業を経験して～

(上田秀明)

男女共同参画の大きな柱のひとつに、男女の仕事と家庭の両立があります。そのための一つの制度が育児休業制度です。育児休業は男性も取ることができます。

実際に、私は第1子誕生後に育児休業を取りました。私の妻は出産前に退職しました。このような場合には夫は育児休業を取れない、と誤解されている方が多いようですが、出産後2ヶ月間は取ることができます。私はその期間に1ヶ月だけ育児休業を取りました。

退院後すぐということもあり、妻はほとんど2～3時間おきの授乳に専念。おかげで娘はすくすく成長していききました。私は、沐浴、オムツ交換に加えて、家事全般を引き受けました。この1ヶ月間は私にとって貴重な時間となりました。娘とはもちろんのこと、1日24時間を妻とも共有するこ

とは予想以上にすばらしい体験でした。娘の世話をすることによって、お父さんになった自覚を持つことができ、妻ともそれまで以上に分かり合え、家事も要領よくできるようになりました。育児休業はあっという間に終わってしまいましたが、今も自ら積極的に育児、家事に関わっています。(自分ではそう思っています(^\_^;))

すてっぷでは、私だけではなく有期雇用である女性職員も育児休業を取りました。すてっぷの職員も、快く育児休業を応援してくれました。育児休業は職場にとってマイナスと捉えられがちですが、育児休業中の仕事を他の人が分担することにより、職場情報の共有化が促されることにもなり、職場の人材育成にもつながります。皆さんも思い切って育児休業を取ってみませんか、取らせてあげてみませんか。

## 2005 部落問題は今、研究会

「部落問題はどのように伝えられているか」

### その(3)「インターネットの世界を通して考える」

田畑 重志さん(反差別ネットワーク人権研究会代表)

12月17日におこなった研究会で、田畑さんは今日の、これからの差別・人権問題を考える際に、インターネットの問題は避けて通れないこと、問題はわたしたち目の前にあり、それに気づいた者が動くこと、それぞれの場所でできることをやること、そんなことを強調されました。以下はその概要です。

#### 1. はじめに

インターネットでよく聞くのが殺人事件とかトラブルがあったとかで、例えば子どもが母親を毒殺してブログという日記形式のものに書いたとか、そうしたニュースで知るといっただけなんです。実際、それがどんなものか、目の辺りにするということがほとんどない。普及し始めたのはここ6~7年のことで、新しい問題だと思います。1億3千万人のうちインターネット使用者は8千万人と言われていて、あとの5千万人は、まずは高齢者の方、それと小さい子どもさん、それから機械ものに弱い方、そういう方々が情報が得られない。また、大阪の調査でも一般地域は40%だけど、同和地区は20%です。これらについて踏み込んだ議論がされてるかという、全然されないまま進んでいます。

#### 2. 先駆者として

「反差別ネットワーク人権研究会」は1997年に立ち上げたんですが、一人では何もできないので、例えば障害者問

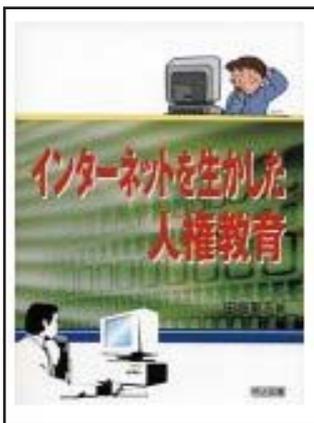


題に詳しい人、いじめのことに詳しい人、そういう人たちに「この相談のってあげてよ」と、そういうことをしていったんです。それで毎年1000件から多いときで1600件、2003年度はその倍の3200件きたんです。これにはわけがありまして、テレビ東京がニュースの特番でわたしのことを「ネットの番人」ということで紹介したんです。そのときにこういう人がいるということがわかって、それこそいろんな人から来ました。2004年度の1600件のうち800件ほどが携帯電話でのトラブルで小・中・高校生です。

警察も法務局も県もあるのに、なん

でわたしのところに連絡が来るのか？法務局は「そうですか」と言うだけで答が返ってこない。警察は違法なもの、例えば個人の名誉が毀損されたとか、いっぱい書き込まれたとかいうことしか取り上げてくれない。自分のことを書かれると、「プロバイダー責任制限法」に基づいて相手の情報が開示されて誰と誰がやったということがわかり、その人に対して民事訴訟をおこすことができる。しかし、「部落の人は」とか「障害者の人は」とかいうことで腹が立ったからと警察へ訴えても民事不介入ということで全く相手にしてくれない。親はパソコンのことがわからない、知っててもどう対処したらいいかわからない。先生は毎日、カリキュラムをやっていくだけで精一杯で、知識がないから教えられない。

インターネットの差別とか人権とかで検索すると、わたしの名前とかが出てくる。で、連絡がくる、というパターン



田畑さんの著書  
「インターネットを生かした人権教育」  
(明治図書 ¥1743)

です。6年前ですが、「田畑くんはインターネットで3本の指にはいるね」って言われたんです。うれしかったら、「何せ3人しかおらんから」って。以前はそういう実態でした。

### 3. 今さらやめられない

差別落書きと同じようなことがそのままインターネットに書き込まれたり、子どもたちが被害にあっています。だから、「インターネットやめたらいい」「インターネットなんていらん」「これなくてもやってた」という極論になるわけです。でも、今は情報を得るためには必要です。今さら「インターネットやめなさい」と言ってもやめられない。車は便利ですが、事故があります。だから、人が死んだりするようなものを運転さすのはあかんからやめたらいい、昔の人は江戸まで歩いていったんやと。今、それと同じようなことすればいいと言っても通らないわけです。

### 4. 他人事ではない

今までは仮想空間のことですよ、別人格のやることですよという考え方が主流やったんです。でも、やってるのは目の前の人で、何書いているかわからない。実際にやってない人が被害にあった事例もあるんです。

昔勤務していた企業の常務さんの家族がインターネットで書かれてる。写真を押すと首から下がアダルト映像になる。頭を押すと090、080からはじまる携帯電話の番号が出てくる。下の「ENTER」を押すと家の間取りから全部書いてある。ということは、常務の家に遊びにいったことのある人でないといけない。当時、プロバイダー責任制限法なんてものはなかったけど、警察がこれはあまりにもひどいということで、聞いてくれて相手を特定してみたら、

自分の会社の部下、主任さんやった。常務はこの人には直接に何も言ったことはないんです。何かあったら部長、課長に言いますから。なんで部長とか課長のことを書かないで常務をといたら、常務はこんな、知らんやろう、わからないやろう、いくら悪口を書こうと絶対、見つからないやろうと思ったと。部長、課長やったらやってるから見つかったらやばい。ストレス解消にやっただと。あちらこちらに書いたものをコピーして、検索できるようにした。その人の名前だけでズラッと出てくる。

もしかしたらみなさんの名前もいつのまにか使われているかもしれない。例えば「とよなか人権文化まちづくり協会」が今日のことを書いてウェブサイトに掲載すると、それがわたしの名前前で検索すると出てきます。みなさんがもし何かの役員をされてたり、オリンピックで金メダルとったとか、国体出たとか、または文学賞とった、何か発表したとかあったら、もう出てるかもしれない。それがどう使われるかということですよ。

## 5. 「表現の自由」ではすまない

こういうことをやっている人は「表現の自由や」と必ず言うんです。でも、ここでわたしが豊中のこと、みなさんの悪口を言う、または差別したとします。そして、表現の自由やって言ったとします。そうしたらどういうふうになるか？まず、田畑重志ってどういうやつやって非難されます。「な

んでそんなこと言うんや。なんで差別するねん」って。そして、「反差別ネットワーク人権研究会って書いてあるけど、差別研究会や」って。自分がやっている組織・団体そのものまで疑われる。今日呼んでもらったとよなか人権文化まちづくり協会も「こんな差別者、なんで呼んだんや」って言われます。わたしだけじゃなくてその背景、背負っているものまで責任をとられるわけです。言った以上、責任を持って、言い放しにするなということですよ。でも、この人たちは全く匿名ですよ。



## 6. どうしたらいいか？

今までは差別発言があった、落書きがされる、そういうのがほとんどです。でも、インターネットではもっと陰湿にもっと多く、毎日書かれています。どうするか？これは国の考え方ですが、差別語だからと見せたくないものはフィルターかけて見せないようにすればいいというやり方をするんです。部落という言葉がもし差別語やったら、それを使わないようにしたらいいと。だったら、部落解放同盟の支部のサイトとか中央本部のサイトは全く出せません。わたしのサイトも出せません。

中学校の歴史の教科書には「えた非人」って出てきます。それは勉強してき

ちんと知識を得て、差別をなくすためにやるためです。やってほしいから書いてあるんです。だから、差別語というものがどちらかかを判断しなきゃならない。まずそういうことが必要な段階。それと「抹殺せよ、滅殺せよ」と煽動しているタイプ。「〇〇人を殺せ」という殺人系のサイトは警察が取り締まりますけど、煽動するようなサイト、これはわたしらみたいなNGOなり法務局、または自治体が注意・勧告を行う。それから身元調査とかに使われる差別情報、これは即刻削除しないと使われます。実際に二人のお腹の子がおろさせられたりしています。大阪の「興探条例」じゃないですけど、こういうところにはこうしていきましょう、こういうことにはこうしていきましょうと、準備を整えながらやっていく。



一番の問題は、差別の問題をモラルの問題ということ

とで片づけていることです。差別禁止法、救済法をと言ってもつukらない。ようやく鳥取県で条例ができた。そういうものができれば、警察もきちんと動くことができる。個人に対する誹謗中傷は名誉毀損罪、侮辱罪にあたるということで相手に返していける。でも、「部落の人やから」「部落の人は」ということではできない。

## 7. 教育の中で

「差別禁止法」があればこれらのことはほとんどがなくなるんですが、「差別禁止法」だけですむかということです。よく言うんですが、学校教育や社会教育、いろいろありますが、保護者のやる事が一番大きいですよって。

例えば、オーストラリアで「サイバーセーフティールーム」というのをつくった。それは余りにもパソコンが普及して出会い系サイトを使って、その中でいろんなことをやるようになって、子どもたちが勝手に行くようになって、犯罪に巻き込まれるケースがあまりにも多くなってきた。それをどうするかっていうときに、インターネットを使うということを前提にいくつかのルールを作った。

代表的なものは、インターネットの情報というものはすべて正しいものではないということを教えなさい、インターネットのなかで個人情報絶対書かないようにしなさい、それをまず子どもに親が教えなさい、そして、まずはインターネットとかパソコンをみんながおるところでさせなさい、子どもが危ないことしたら止めることができる、夜中に明かり消してやってたらなんともできない、だから、まずは歯止めがきくようなことをする。そして、最終的にはこうしたことを学校でも教えてもらうようにしなさいということです。

## 8. 放っておけない目の前の差別

これらのページは目の前のパソコンの画面上からは簡単に消すことができ

ます。でも、見た目はパソコン上になくても、ほかの人が見ればいくらでも見れます。だから、それを止めていくためにはいろんな場所で啓発していく、教育していく、それによって被害を受ける子どもたちのケアをしていく、まずそれがが必要です。今、「規制法」「禁止法」がないですから、目の前にあるものをもとめなくしていこうって立ち上がっていかないとしようがないんです。

よく言われることですが、「星の数ほどこんなサイトあるんや。やったってムダや。ムダなことやって何の意味があるの？」って。でも、差別落書きが目の前にあったら何とかしたいのと同じで、こういうのを見たらほっとけないです。わたしたちがやれることって小さいことです。ともかくこういうのを一つでもなくして、いい情報をどんどん流していく。

## 9. できることをやる

そういうことをするためにはそれなりのモラルだとか規制するものをつくっていくことです。中には、「国際的な条約をつくらないと無理や、日本で制約する法律をつくと海外へ逃げる」という弁護士さんもおられますけど、日本で規制する法律をきちんとつくれば、または規制する団体がきちんとなくなれば減るんです。実際、奈良県では「啓発連協」がうるさいからということで減ってるんです。同じように大阪でも「ここに言うたら」とか、豊中市でも条例のなかにきちんとうたってやっていくようなものができれば、ま

た「センター」や「協会」がとりくんでいけば十分力になるんです。

だって、この問題をてがけた時もわたし一人からやってたんです。それが8人で人権研究会を設立して、今60人くらいの会員とか、メールマガジン読んでもらってる400人くらいの人とか、そういう人たちと情報交換しながらやってるんです。先駆者やと言われたのは、たまたま早かっただけかもしれませんが、今はいろんなところに出てきている。前みたいに3本の指にはいると言われて、3人だけやったという笑い話みたいなことはなくなってきた。

ですから、これを機会にちょっと考えていただきたい、「協会」や「センター」でできることがあったらしていただきたい。そのときにお手伝いはいくらでもさせていただきます。ぜひ、関心を持っていただいて、学校や社会教育、市とかいろんなところを動かしていくその原動力に、地域での活動の元になっていただきたい。

- 「反差別ネットワーク人権研究会」のホームページ  
<http://homepage2.nifty.com/jinkenken>



## 蛭池地域から

## 広がりつつながりを実感

～「HOTARUのたいこ・2005」～

12月23日に、第十八中学校体育館で「HOTARUのたいこ・2005」が開催されました。今年は太鼓サークル「蛭」が交流させてもらっている、石川県の和太鼓奏者池田美由紀さんや、池田さんの指導されている太鼓チーム「若駒」のみなさんが特別出演され、とても盛大な舞台となりました。前日の大雪にもかかわらず、開場と同時にたくさんの方が入り、会場は満席になりました。

午後2時、「太鼓サークル蛭」の青年より「始めのことば」があり舞台が始まりました。1番は蛭池小学校3年生による、太鼓と踊りを組み合わせた「くるくる井」、2番目は千成小学校和太鼓クラブによる「千の海響・海の章」、3番目はセンター太鼓クラブ4～6年生による「塊聖」でした。4番目は白頭学院建国中高等学校伝統芸術部による「建国プクノリ」で、「三面・五面太鼓」や「サムルノリ」、韓国舞踊を組み合わせた、華やかで迫力のあるステージでした。5番目は太鼓集団「疾風」の「大地」、「祭」2曲の演奏があり、6番目は「若駒」の「星祭り」、「火の海」、「飛駒」3曲で、演奏前に池田美由紀さんから挨拶と「若駒」の紹介がありました。



りました。小学生21名、中学生4名が体

いっぱいを使って太鼓を打ち込み、声を張り



上げる演奏に会場から大きな拍手がありました。7番目は庄内エイサークラブによる「安里屋ユンタ」など合計9曲のメドレーの演奏があり、8番目は「障害を持つ仲間の太鼓コスモス」が「わっしょい」、「はじめの一步」の2曲を「太鼓サークル蛭」といっしょに演奏しました。「はじめの一步」ではセンター太

鼓クラブ3年生も加わった演奏で、9番目のセンター太鼓クラブは「ワインレッド」

による「美ら海」の演奏でした。10番目は関西大倉中高等学校和太鼓部「雷」による「かつら」など2曲の演奏で、11番目は太鼓サークル「蛭」による「地天～魁」でした。メンバー全員が全力で打ち込む姿は最後まで緊張感が感じられる演奏でした。

演奏後は会場から大きな拍手が起こり、最後に「太鼓サークル蛭」の青年からの「終わりのことば」で終了しました。今回は1,000人を越す方が参加する大きな舞台となり、太鼓を通してのつながりが少しずつ広がってきているのを実感しました。

【福島智子（事務局）】

## 豊中地域から 「リバティおおさか」を見学

リニューアルした



2月12日、バス1台で見学会を行いました。総合展示の統一テーマは「私が向きあう日本社会の差別と人権」で、現代社会の権利を扱った「人権の現在」、学歴や仕事などを考える「私の価値観と差別」、性的少数者やハンセン病回復者、HIV感染者、AIDS患者、ホームレスなどの差別問題を扱った「差別を受けている人の主張と活動」、それに関わった人々の語り「私にとっての差別と人権」の4つのコーナーで構成されています。

「私の価値観と差別」のコーナーでは、ビデオや家庭の実物・身近な生活・仕事・社会・自分の生き方につながるものが工夫して展示してあり、「自分の物の考え方、自分の生き方」が現代社会との関係のなかで作られているということがわかりました。性的少数者や「ゲイ」、「レズ」、非嫡出子の差別の問題なども考えることができました。

特別展「部落問題に向き合った100人」では、豊中出身の山口賢次さんと寺本知さんもとりあげられていました。山口さんは、豊中水平社を指導し、戦後は部落解放全国委員会書記長として松本治一郎さんの公職追放反対闘争の先頭に立ってたたかいました。寺本さん

は、戦後の大阪部落解放青年同盟の結成に参加したり、部落解放同盟の文化対策部長として部落解放文学賞を創設し、反差別の視点から文化運動を推進しました。また、「リバティおおさか」の館長も務め、「リバティは資料館と違う、博物館です」と言われていたのが昨日のここのように思い出されました。

2時間ぐらいでは十分に観ることができませんでしたが、毎日の忙しい生活のなかで流されている自分をちょっと立ち止まってみることができました。

【八塚万里子】



日頃、部落問題と向き合う機会が多くあるようでも「社会

の差別と人権」というテーマにしっかりとつなげて生活できているのか…と、様々な展示から考えさせられました。ボランティアのガイドさんの説明を聞きながら、差別や人権問題への深い思いや人間の温かさを感じ、「この人も私と同じ時代を生きてきたのだ」と、初めて話した人なのに懐かしい気がしました。もっともっと視野を広げ、みんなが興味を持ち、社会に広くアピールできる、そんな世の中にしていかなければと改めて思いました。

【重本美吹】



一人で悩まないで...

## 人権相談をご利用ください

時間：午後 1 時 ~ 5 時

月・水・金→蛍池人権まちづくりセンター(06-6841-2315)

Eメール bpazk307@tcct.zaq.ne.jp

火・木・土→豊中人権まちづくりセンター(06-6841-5300)

Eメール bpayf811@tcct.zaq.ne.jp

### あ・と・が・き

1975年に発覚した「部落地名総鑑」事件は大きな社会問題となったが、このほど大阪市内の興信所から2種類(A4判で手書きのものをコピーした332ページのもの、ゴムで綴られた186ページのファイル)が見つかった。「部落地名総鑑」はこれまでに8種類販売され、そこには全国の5300を超える部落の地名や所在地、戸数、主な職業などが都府県別に記載され、のべ223の企業が購入した。それらは採用や人事登用の際に被差別部落出身者を排除するために、あるいは結婚相手の身元調査や営業エリアの調査、企業進出の際の地域の選定時などに被差別部落を忌避するために利用された。85年の法務省の終結宣言から21年目の新たな事実、インターネット上の差別情報の氾濫や行政書士等による戸籍等不正入手事件などとも連なっており、差別を肯定する力が依然としてあることを裏付けている。差別は許せないが、垣間

見た差別が売買される世界の深さにはため息がでる。なくして初めてその価値の大きさがわかるというのは小川先生についてもその通りで、身近であるがゆえに、「ロマ」の問題を含めてきちんとした話を聞く機会を持たないままであったことが悔やまれる。表情や口調のおだやかさとは裏腹な“過激”な言葉は、内に秘めているものが半端じゃないと思ったこともしばしばだった。在りし日に思いを馳せつつ、遺徳を偲びたい。「すてっぶ」の館長交代に関わる裁判を含む一連の出来事は、原告・被告はもちろんだが、それぞれの立場や関与の仕方によって見解や対応を異にすることは当然だ。第8号掲載記事もその一つにすぎないのだが、議会でとりあげられたこともあって、意図とは違った展開になった。「すてっぶ」と当会とは人権をキーワードにつながるなかまであることを改めて確認しておきたい。

#### ●編集・発行

### とよなか人権文化まちづくり協会

豊中市岡町北3-13-7 豊中人権まちづくりセンター内

TEL 06(6841)5300 FAX 06(6841)6655

Eメール jinken@tcct.zaq.ne.jp

ホームページ <http://www.tcct.zaq.ne.jp/jinken/>

郵便振替 00960-8-153806